

広報



No. 245

とくち

1976 3 / 5

発行者 德地町長

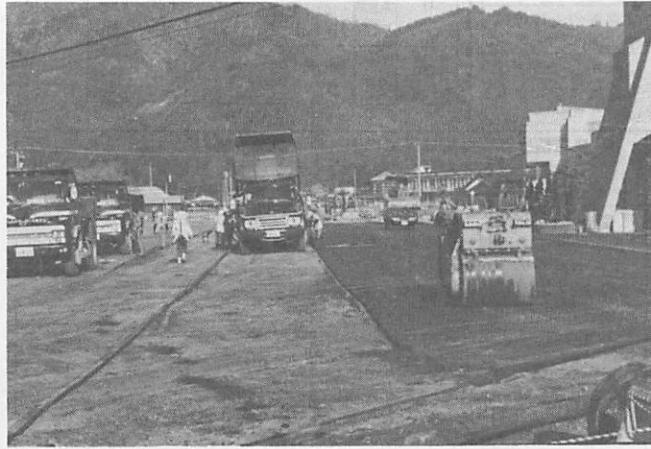
編集者 德地町企画室

印刷所 今澄印刷



▲錦鯉品評会会場

▼山村開発センター前広場の舗装工事（2月25日写す）



※春の火災予防運動
2月29日～3月13日

春先は空気が乾燥し季節風が吹くなど山火事などの発生しやすい季節となりました。
●たき火の跡始末を完全にしましょう ●たばこの吹いがらマッチは投げ捨てしないことなどお互いひとりひとりが火災をおこさないよう心がけましょう。

恒例となつた町内錦鯉愛好会によるオ十一回徳地町錦鯉品評会が庄万観音の縁日に当る3月18日山村開発センターハウスにて多数の観覧者を迎へ盛会に行われました。出品点数は百十数点で二部門に分けられ審査されました。審査の結果主なものは次のとあります。

| | | |
|------------|-------------|---------|
| 総合優勝 | 一才以上のもの（紅白） | 山畑 勤 |
| 最優秀賞 | 当才もの（紅白） | 深谷 河野義正 |
| 同 | 一才もの（紅白） | 山本博明 |
| 一才以上もの（紅白） | 伊賀地磯部正明 | |

町民のみなさん、水田養鯉を盛んに行い、今後多数参加（出品）されることを望んでいます。

オ十一回 徳地町錦鯉品評会

昨年九月不耕作農地に関する意向調査を実施しましたが、その結果は次のとおりであります。

この調査にあたり各部落駐在員さんは調査表の配布回収等お手数をおかけしました厚くお礼申上げます。

農委だより

不耕作農地の

解 消 運 動

上記のような結果から不耕作に至った原因は色々あると考えますが大切な農地が無為に放置されることは不經濟のことばかりでなく附近の耕作者にも迷惑を及ぼすことになります。従つてこれ等の不耕作農地の解消を図るために農業委員会では、農家の意向を基にして次のようない土地利用を推進することになりましたので農家各位のご協力をお願ひします。

不耕作農地のある農家の対処方法

| 不耕作農地の農家の意向区分 | 不耕作農地解消の対処方法 |
|---------------|--|
| 1.このままにしておく | <ul style="list-style-type: none"> ○荒さずに耕作(農作業の委託を含む)するように努力していただけます。 ○労働不足によって耕作できないときは、農業委員会へ申し出てください。委員会では調査の上、農地として利用できるものについては農地の移動あっせんに努めます。 ○果樹(栗等)の栽培に適当なものについては果樹園としての利用に努めます。 ○隣接農地等に支障がないものについては事前に農業委員会に申し出られて農地法に基づく県知事の転用許可を得たうえで植林し山林転用としての利用をはかる。 ○やむなくそのままにしておく農家は荒廃し隣接地に迷惑のかからないうよう善良な管理を行って荒廃しないよう努めていただきます。 |
| 2.農地として売りたい | <ul style="list-style-type: none"> ○なるべく農業委員会へ申し出て下さい。委員会では調査の上、農地転用適正化あっせん事業によって権利移動に努めます。 |
| 3.農地として貸したい | <ul style="list-style-type: none"> ○なるべく農業委員会へ申し出て下さい。委員会では調査の上規模拡大をしたい農家へ賃貸借による権利移動に努めます。 |
| 4.農地以外として売りたい | <ul style="list-style-type: none"> ○農地を農地以外(住宅、畜産、資材置場やその他)に転用しようとするときは農地法に基づいて事前に県知事に転用許可を受けないと転用できませんので事前に農業委員会へご相談下さい。 |

題が生じています。

農地を転用しようとするときは、事前に農地法に基づく転用許可を受けたとともに隣接農地の耕作者並びに所有者の同意を得て着手され紛争を生じないよう特にお願ひします。

農業委員会では、無断転用については厳しく取締ることにしていきますので申し添えます。

※軽自動車・単車の
取得・廃車手続は 3月31日までに

単車、カブ(125cc)以下の手続は町役場税務課へ

軽自動車(乗用車、貨物、二輪)の手続は陸運事務所へ

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます、手続が遅れますと車は所有にならないのに税がかかります。

昭和四十五年から始まりました
米の生産調整は、昭和五十年で打ち
切られましたが、米は依然として水
余り気味であり、国では本年から
五十三年まで引続き、米の生産を
抑制し、米にかわるべき米以外の
作物を作ることを奨励するため水

田総合利用対策事業として、米の生産調整が行なわれることとなり、次の表の品目が対象となり補助金が支出されることとなりました。
町でも飼料作物をはじめ、いちご、たばこ、抑制そさい、花き、花木等が同志的組織活動として

面積 生産
量も増加し
ており水田
総合利用の
面からも一
層の研究努
力されるこ

| 水田総合利用対策事業対象作物名 | | | |
|----------------------------|------------------|--|----------------------|
| 区分 | 種別 | 品 目 | 奨励補助金 (10.7ha当たり) |
| | 大豆 | 大豆 | 平均 40,000円 |
| 一 般 獎 励 作 物 | 飼 料 作 物 | 青刈トウモロコシ、しこくびえ、青刈ソルガム、オーチャードグラス、青刈エババク、イタリアングラス、青刈大豆、チモシー等(24品目) | 平均 40,000円 |
| | 野 菜 | キュウリ、トマト、レタス、ねぎ、かぼちゃ、ピーマン、すいか、いちご、みよぎ、メロン、なす、キャベツ、だいこん、はくさい きともい等(52品目) | 平均 40,000円 |
| 特 認 作 物 | 食用 作物 | ゆず、くり、うめ、らっかせい、あわ等(17品目) | 平均 35,000円 |
| | 非食用 作物 | たばこ、花き木、林木種苗等(4品目) | 平均 30,000円 |
| 对 經 過 作 物 置 | 既転作 (果樹) | 果樹で昭和47年から50年までに栽植したもの | 50年と同額 |

くわしくは可役湯怪齊栗農政系
とをおすすめ致します。

へおたずね下さい

- 農振法による農用地区域内の農地は農業生産の用に供する目的となっており原則として転用許可はできないことなっていますので充分留意願います。でき得れば極力農地としての利用方法を考えて下さい。
- 前期と関連して山林転用ができない地域もありますので留意されると共に附近農地に支障がある場合は農地転用の申請をされても許可されないことがあります。
- できることなら果樹(栗・梅)の植付等による利用方法も考えて下さい。
- 植林による山林転用したいときは隣接耕作者並びに所有者の同意を得るとともに事前に農地法に基づく転用許可を必らず受けて着手下さい。
- 具体的には個々の事情によって充分わかりませんが上記のことを参考にされて各農家で適切な利用方法を考えられるか、あるいは地元農業委員にご相談されて有効な利用をされることをお願いします。

6 植林したい

6. 植林したい

1

7 その他

卷之三

国民年金だより

ご存知ですか



国民年金以外の他の年金制度に加入した期間は、合算（通算）されます。

一つの年金制度では、加入した期間が短いため老令年金を受けられないのであります。

そこで次の各年金制度

① 国民年金
② 厚生年金
③ 船員保険
④ 國家公務員共済組合
⑤ 地方公務員等共済組合
⑥ 私立学校教職員共済組合
⑦ 公立企業体職員等共済組合
⑧ 農林漁業団体職員共済組合

に加入した期間を合せて一定期間以上あれば、それぞれの制度から通算老令（退職）年金を受けられます。

昨年まで固定資産の課税台帳の総覧は、三月に行われてました。今年は法律の公布時期の変更などにより、次のとおりとなります。

◎期日 四月一日から二十日まで
◎場所 本府税務課固定資産係
◎出張による総覧を次のとおり行います。ぜひこの機会に総覧しましよう。

| 地区 | 期 | 日 | 期間 | 場所 |
|----|--------|-----|------|----|
| 柏野 | 四月五、六日 | 二日間 | 柏野支所 | |
| 八坂 | 同 | 同 | 八坂支所 | |
| 島地 | 四月八、九日 | 二日間 | 島地支所 | |
| 同 | 同 | 同 | 串支所 | |

乳児医療費助成制度

乳児は、次代を背負う者として心身ともに健やかに生まれ、育てられなければなりません。

乳児は、他の年齢層に比べ、身体形成期にあり、病気につきる率も死亡率も高くなっています。

この制度は、乳児を持つ家庭に對し医療費の一部を助成し、病気の早期発見・早期治療を容易にしますが交通事故証明書が必要です。

必要です。事故についたらすぐ警察署に届出をして下さい。また自分の過失による交通事故で負傷した時でも、見舞金が請求できますが交通事故証明書が必要ですから必ず届けてください。

◎対象者 0歳児（誕生日の属する月末まで）

記事訂正のお詫び

※町県民税申告及び所得税（確定申告）はお済みですか 3月15日までです

課国民年金係が最寄りの社会保険事務所へおたずねください。

◎所得制限
前年の所得税額が四千八百円以下の世帯

◎助成の対象範囲
保険対象医療費の自己負担相当額詳しくは役場町民課民生第一係へお問い合わせ下さい。

今使われている保険証は、三月三十日限りで無効となります。新しく保険証は三月下旬頃、各部落の駐在員を通じ本府、各支所で交換が行われますので、国保の家庭では、必ず旧保険証へ使用している保険証）をお手元に保管しておいてください。

加入資格 徳地町内に住民登録又は外国人登録をされているもので、他の市町村に転出されても、県内の全町村間と新南陽市市町村で申し出て下さい。

国保の被保険者証が四月から更新されます

国民年金以外の他の年金制度に加入した期間は、合算（通算）されますが、定期間以上あるものとして通算年金が支給されます。

① 国民年金の納付済期間、また

② 他の年金制度期間を合算して二十五年以上ある場合

その他、通算年金制度には、色々なケースがあり、また特別措置があります。

家族そろって 交通共済に加入しましょう

町民のみなさん、いつどこで交通事故にあうかわかりません。町では、「交通災害共済事業」を実施しております。昨年加入された「交通災害共済」は、三月末日で期間が満了となりますが、昭和五十一年度も引き続き加入して下さい。家庭全員が加入されるようおすすめします。

◎途中からの加入も受けますが掛金は同じです。加入申込受付は、三月一日より本府又は各支所で行っています。

◎部落駐在員にも、とりまとめをお願いしています。

その他、必ず交通事故証明書が必要です。事故についたらすぐ警察署に届出をして下さい。また

自分の過失による交通事故で負傷した時でも、見舞金が請求できますが交通事故証明書が必要です。

この制度は、乳児を持つ家庭に

対し医療費の一部を助成し、病気の早期発見・早期治療を容易にし、乳児の福祉の増進を図るためにも

ます。概要は次のとおりです。

藤茂子さんは、齊藤茂子さんの娘

二月号の一頁写真説明記事の伊りでした。

大変失礼いたしました。お恥びして訂正させていただきます。

